

令和2年度一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

国の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づき、既に給付を行った「ひとり親世帯臨時特別給付金」の再支給について、補正予算を編成する必要が生じましたが、市議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により12月14日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものとします。

☆歳出予算

166,225 千円

【歳出予算の内訳】

低所得のひとり親世帯への支援

166,225 千円

- ひとり親世帯臨時特別給付金（再支給分）

166,225 千円

【概要】新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、依然として、生活実態が厳しい状況であることを踏まえ、国の第2次補正予算で基本給付を受けた世帯に対し、再支給を実施するもの。

【内訳】給付金：165,790千円、事務費：435千円

【給付金額】

- 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 <支給予定日：令和2年12月25日>

【対象者】

以下のいずれかに該当し、基本給付の支給を受けた者（申請不要）

- (1) 児童扶養手当受給者（令和2年6月分）
- (2) 公的年金給付等の受給者（児童扶養手当の支給制限限度額範囲内）
- (3) 家計急変者（直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者）

※令和2年12月11日時点で基本給付の申請をしていない者は、申請により基本給付及び再支給分を併せて支給

☆歳入予算

166,225 千円

【歳入予算の内訳】

- 国庫支出金

166,225 千円